

山口県有料老人ホーム該当施設判断基準

平成31年4月1日

老人福祉法において有料老人ホームとは、「老人を入居させ」、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の供与をする事業を行う施設とされているが、施設が有料老人ホームに該当するか否かの判断は、以下の基準に基づき行う。

1 老人の入居

有料老人ホームは老人を入居させることを目的とした施設であるが、その判断については、次のとおりとする。

なお、入居要件を専ら老人に限らず老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームに当たらない。

ただし、以下のものは有料老人ホームとして取り扱うものとする。

- ① 入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に、老人を集めて入居させているものについては施設全体。
 - ② 共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであって、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分。
- (1) 次の項目のいずれかに該当する場合は、老人を入居させているものとする。
- ア 施設利用時に入居に関する契約（入居契約、建物賃貸借契約等）を締結している。
 - イ 広告等で高齢者向けの入居施設を標榜しており、契約書等に入居に関する内容が含まれている。
 - ウ 入居に関する契約は締結されていないが、利用者の住民票が施設所在地に移動している。
 - エ 契約は宿泊契約であるが、長期宿泊となっている等、実態として居住していると認められる。なお、長期宿泊とは、概ね6月を超える期間宿泊している場合とする。
- (2) 施設の利用者の中に入居者と宿泊利用者が混在している場合も老人を入居させている施設とする。
- (3) 「老人」とは、60歳以上の者とする。

2 介護等サービスの提供

有料老人ホームは「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかのサービス（以下「介護等サービス」という。）の提供を行う施設であるが、介護等サービス提供の有無に係る判断については、次のとおりとする。

- (1) 次の項目のいずれかに該当する場合は、施設により介護等サービスが提供されているものとする。
- ア 施設利用時に介護等サービスの提供に関する契約を締結している。
 - イ 広告等で介護等サービスを提供することを標榜しており、契約書等にも当該サービスに関する内容が含まれている。この場合において、介護等サービスの提供主体は問わず、入居者と施設との間で当該サービス提供に係る契約が締結されていれば施設による介護等サービス提供とみなす。
なお、入居と同時に介護等サービス提供を行わないが、将来、介護等サービスの提供が行われるという契約内容も同じである。
 - ウ 入居の契約に付随して、特定の事業者から介護等サービスの提供を受けることが条件とされている。
 - エ 食事の提供において、施設が契約した調理業者や配食サービス事業者が食事を提供している。
 - オ 施設の月額利用料金又は都度払い費用に介護等サービスの提供に要する費用が含まれている。
- (2) 広告等で、単に建物内、同一敷地内又は別敷地に自社の介護等サービス事業所が存在することを表示しているのみであって、(1)のいずれにも該当しない場合は施設による介護等サービスの提供には当たらない。
- (3) 宿直による夜間の緊急時対応やフロントサービス、単なる安否確認、共用施設の清掃は介護等サービスの提供に当たらない。

3 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅のうち、老人を入居させ、有料老人ホームの定義に当てはまる介護等サービスを提供するものは、老人福祉法の規定による届出を要しない有料老人ホームに該当する。

4 有料老人ホームと宅老所等

宅老所や高齢者アパート、下宿等を標榜する施設であっても、老人を入居させ、有料老人ホームの定義に当てはまる介護等サービスを提供している施設は、有料老人ホームに該当する。